

渋谷区告示第87号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション敷地売却組合の定款の変更を令和8年4月1日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第120条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称  
ソフトタウン青山マンション等売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地  
(1) 名 称 ソフトタウン青山  
(2) 所 在 地 東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
- 3 事務所の所在地  
東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル内
- 4 設立認可の年月日  
令和8年3月4日
- 5 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 7 変更の内容  
組合の名称の変更  
変更前 ソフトタウン青山マンション敷地売却組合  
変更後 ソフトタウン青山マンション等売却組合
- 8 定款変更の認可の年月日  
令和8年4月30日

渋谷区告示第 88 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）  
第 134 条第 1 項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション敷地売却  
組合の資金計画の変更を令和 8 年 4 月 1 日付け申請書のとおり認可したの  
で、同条第 2 項において準用する同法第 120 条第 1 項の規定により、次  
のように告示する。

令和 8 年 4 月 30 日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称  
ソフトタウン青山マンション等売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
  - (1) 名称  
ソフトタウン青山
  - (2) 所在地  
東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 24 号
- 3 事務所の所在地  
東京都港区南青山五丁目 1 番 25 号 北村ビル内
- 4 設立認可の年月日  
令和 8 年 3 月 4 日
- 5 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 6 公告の方法  
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要がある  
ときは官報又は公報に掲載して行う。
- 7 資金計画の変更の認可の年月日  
令和 8 年 4 月 30 日